

春緑苑居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設する春緑苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 春緑苑居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 春日井市廻間町字神屋洞 703 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 9人
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、建国記念の日、春分の日、昭和の日、憲法記念日、海の日、山の日、秋分の日、スポーツの日、勤労感謝の日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析票の種類 別表1のとおりとする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者の自宅または第3条に規定する事業所内等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも1か月に1回

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表2のとおり徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、別表3のとおりとする。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時

(2) 継続研修 年2回

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年12月1日改正)

この改正は、平成12年12月1日から適用する。

(平成13年1月1日改正)

この改正は、平成13年1月1日から適用する。

(平成14年4月1日改正)

この改正は、平成14年4月1日から適用する。

(平成15年9月1日改正)

この改正は、平成15年9月1日から適用する。

(平成17年5月1日改正)

この改正は、平成17年5月1日から適用する。

(平成18年4月1日改正)

この改正は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年7月12日改正)

この改正は、平成18年7月10日から適用する。

(平成18年11月1日改正)

この改正は、平成18年11月1日から適用する。

(平成18年12月1日改正)

この改正は、平成18年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日改正)

この改正は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年11月15日改正)

この改正は、平成 19 年 11 月 15 日から適用する。

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 21 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 1 月 4 日改正)

この改正は、平成 22 年 1 月 4 日から適用する。

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

(平成 23 年 9 月 12 日改正)

この改正は、平成 23 年 9 月 12 日から適用する。

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 6 月 12 日改正)

この改正は、平成 24 年 6 月 12 日から適用する。

(平成 25 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 25 年 6 月 3 日改正)

この改正は、平成 25 年 6 月 3 日から適用する。

(平成 25 年 6 月 29 日改正)

この改正は、平成 25 年 6 月 29 日から適用する。

(平成 25 年 7 月 22 日改正)

この改正は、平成 25 年 7 月 22 日から適用する。

(平成 25 年 11 月 11 日改正)

この改正は、平成 25 年 11 月 11 日から適用する。

(平成 26 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

(平成 26 年 5 月 9 日改正)

この改正は、平成 26 年 5 月 9 日から適用する。

(平成 27 年 8 月 21 日改正)

この改正は、平成 27 年 8 月 21 日から適用する。

(平成 28 年 3 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 5 月 2 日改正)

この改正は、平成 28 年 5 月 2 日から適用する。

(平成 28 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 10 月 3 日改正)

この改正は、平成 28 年 10 月 3 日から適用する。

(平成 28 年 12 月 1 日改正)

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 5 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 8 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 9 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 2 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

(平成 31 年 4 月 1 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 4 月 20 日改正)

この改正は、令和 2 年 4 月 20 日から適用する。

(令和 2 年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 1 月 1 日改正)

この改正は、令和3年1月1日から適用する。

(令和3年4月1日改正)

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年6月1日改正)

この改正は、令和3年6月1日から適用する。

(令和4年4月1日改正)

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

ただし、令和4年3月31日時点で当事業所を利用している瀬戸市、尾張旭市、小牧市及び名古屋市（守山・北・西・東区）に在住する者については、改正前の実施地域を適用するため、交通費は徴収しないものとする。

(令和4年8月1日改正)

この改正は、令和4年8月1日から適用する。

(令和5年1月1日改正)

この改正は、令和5年1月1日から適用する。

(令和5年1月12日改正)

この改正は、令和5年1月12日から適用する。

(令和5年4月1日改正)

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年7月1日改正)

この改正は、令和5年7月1日から適用する。

(令和5年9月6日改正)

この改正は、令和5年9月6日から適用する。

(令和6年4月1日改正)

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

課題分析方式	①居宅サービス計画ガイドライン方式
--------	-------------------

別表 2

距離	金額
実施地域を越えた地点から、片道 10 km未満	500 円
実施地域を越えた地点から、片道 10 km以上	1,000 円

別表 3

実施地域	春日井市、名古屋市守山区（上志段味、中志段味、下志段味）
------	------------------------------